特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第１１号

埼玉県所沢市大字南永井840番地の２
清算株式会社　サンワ化学工業株式会社
代表清算人　青山　昌勝

１　決定年月日　令和６年３月19日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、2,739,428円を原資として、各協定債権者の有する債権の元本の額に応じて按分して弁済する。但し、１円未満の端数は四捨五入する。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項に定める協定債権の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は各債権者の負担とし振込金から控除する。但し、本協定における債務の支払場所は清算株式会社の本社所在地とし、弁済期日の１週間前までに清算株式会社に対して指定預金口座の通知をしない協定債権者については、弁済の受領を拒絶したものとして、清算株式会社本店所在地を管轄する法務局に民法494条に基づく弁済供託をすることができるものとする。

４　本協定案提出日（令和７年１月31日）以降、協定債権の譲渡又は移転があったときは、譲渡又は移転前の債権額を基準として第１項乃至第３項を適用し、弁済及び債務免除を行う。一部譲渡又は一部移転の場合における弁済額は、上記のとおり算出した弁済額を、新旧債権者双方の債権額に応じて按分するものとする。但し、１円未満の端数は四捨五入する。

５　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。但し、１円未満の端数は四捨五入する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

さいたま地方裁判所川越支部

別紙　協定債権者一覧

番号	会社名	支店	元本（円）	利息(円)	遅延損害金等（円）	債権額合計（円）	弁済予定額（円） 但し、振込手数料控除前
1	㈱日本政策金融公庫（中小企業事業）	さいたま支店　さいたま債権業務センター	205,903,275	25,781	58,619,939	264,548,995	1,254,202
2	㈱日本政策金融公庫（国民生活事業）	川越支店	12,829,753	73,815	9,360,900	22,264,468	78,149
3	㈱三井住友銀行	融資業務部	32,871,676	145,217	44,553,111	77,570,004	200,229
4	㈱りそな銀行	融資管理部東京融資管理部	12,049,828	0	10,047,554	22,097,382	73,398
5	埼玉県信用保証協会	管理再生支援部　管理三課	186,079,338	0	21,411,804	207,491,142	1,133,450

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日

法務省共済組合代表者
法務大臣　鈴木　馨祐

第16条中「第10号の３」を「第10号の５」に改める。

第28条第１項の表中「$\frac{35.23}{1,000}$」を「$\frac{41.55}{1,000}$」に、「$\frac{6.07}{1,000}$」を「$\frac{9.09}{1,000}$」に、「$\frac{70.46}{1,000}$」を「$\frac{83.10}{1,000}$」に、「$\frac{12.14}{1,000}$」を「$\frac{18.18}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{35.23}{1,000}$」を「$\frac{41.55}{1,000}$」に、「$\frac{6.07}{1,000}$」を「$\frac{9.09}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{35.23}{1,000}$」を「$\frac{41.55}{1,000}$」に、「$\frac{1.56}{1,000}$」を「$\frac{1.58}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年４月１日

刑務共済組合代表者
法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、変更前欄に掲げる対象規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

変　更　後	変　更　前
第３章　組合員 ［見出しを削る。］	第３章　組合員 （任意継続組合員の標準報酬の月額の特例）
第15条　削除	第15条　削除
第４章　給付 （短期給付）	第４章　給付 （短期給付）
第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第23条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の５までに掲げる給付は、行わない。	第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第23条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の３までに掲げる給付は、行わない。